

○消防庁告示第三十三号
　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針を次のように定める。
平成十八年七月十二日

消防庁長官 板倉 敏和

市町村の消防の広域化に関する基本指針

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本

るが、広域化が十分に進んだとは言い難い状況にある。また、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じており、今後も少子化の進行により、将来人口が減少することが予想されている。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少すると考えられる。さらに、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の扱い手不足の問題も懸念される。

このような現状にかんがみると、市町村の消防の体制の整備及び確立を図るために、今後ともより一層自主的な市町村の消防の広域化を推進することが必要である。

(5) 財政措置に積極的に応じる。(4) 相談体制の確保充実
広域化に関する協議を進めるに当たつての諸課題への対処方策等、広域化に関する個別具体的の相談の促進を図る。

(3) 化した、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。
都道府県及び市町村に対する情報提供
広域化の推進に関する制度、広域化を行つた先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村に対して逐次紹介又は情報提供し、関係者における広域化に関する理解の促進を図る。

3 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によつて、

① 災害発生時ににおける初動体制の強化
② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、これまでも自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきたところであり、市町村合併の進展とともに相まって、全国の消防本部の数は最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から平成十八年四月には八百十一本部にまで減少してい

3
国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

(1) た
め、次のような施策を講ずる。
国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進する
ため、消防広域化推進本部の設置

(2) た
め、次のように施策を講ずる。
消防広域化推進本部の設置

消防広域化推進本部を設置する。
都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。

広報及び普及啓発

広域化の必要性やメリットについて、国民の理解を十分に深めるため、あらゆる機会を捉え、ま

る。

(④) 市町村の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。

(⑤) 消防通信・指令施設(消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター)の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。

(⑥) 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金の交付の決定に当たつて、特別の配慮をするものとする。

二　自主的な市町村の消防の広域化を推進する 期間

(2) 各市町村の消防の広域化の実現の期限
　　(1) 都道府県の推進計画の策定の期限
　　(2) 市道府県においては、できる限り早期に推進計
　　画を定めること。
　　年度中には定めること。
　　(1) 広域化に取り組むことが必要である。
　　(2) 実に推進するためには、当面、一定の期限を区切つ
　　て、不斷に取り組んでいかなければならぬ課題であるが、これまでの実績を踏まえた上で、今後着
　　目途に広域化を実現すること。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めることとされている。推進計画には、次のような事項を定めることとなる。

(1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

① 次のような事項に留意して定めること。
 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。
 ② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るために推進するものであること。
 ③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらとの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくよう努めること。

市町村の消防の現況及び将来の見通し
 次のような事項に留意して定めること。
 ① 広域化を推進するに当たっては、まず、当該都道府県における広域化の必要性を十分認識する必要があることから、各都道府県における消防需要の動向、これに対する消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況等の市町村の消防の現況について、市町村の協力を得つつ、消防本部の規模別に十分把握し、その問題点を分析し、認識する必要があること。
 ② さらに、今後の少子化による人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展の中で、市町村の消防が将来どのような姿になると見ていくかの見通しについても、市町村の協力を得つつ、的確に分析し、認識する必要があること。
 ③ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。
 また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しよとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を

2

聴かなければならぬとされて いるところである。

2 推進計画に定める市町村の組合化に関する基準

進計画において、
広域化対象市町村及びその組合を定める二点。

(1) 市町村の消防の広域化の規模

少災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の觀点からも望ましい。

その上で、現状を踏まえつつ、これから消防力、組織体制、財政規模等に求められる消防力、組織体制、財政規模等に求めるに、管轄人口の観点から言えればおむろに三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

(2) ただし、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要である。配慮及び留意すべき事項

広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

また、市町村合併との関係について、推進計画に定める市町村の組合せは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十九条第一項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想により定められた市町村の組合せに十分留意する必要がある。

自三泊か四泊の浴院の歴埠に押送するため必要な措置一關する基準

消防組織法第三十三条において、都道府県知事は、自らの判断で市町村の消防の広域化を推進するため、必要な措置に関する基準

行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていること

該各都道府県における自主的な市町村の消防について、
とを踏まえ、各都道府県は、推進計画における

化を推進するためには、具体的には、必要な措置を定めること。

① 広域化を推進するための体制の整備

(2) 等 住民及び関係者は対する情勢提供 普及啓蒙

④ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等
⑤ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、

⑤ 調整等 広域化に関する調査研究

⑤ 広域化に関する調査研究等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

広域化後の消 る基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備
市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に發揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部署運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

構成市町村等間の関係
市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

(1) 例えれば、以下のようないくつかの事項について、構成市町村等において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとするところが有効である。

① 組合の方式による場合

② 構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール

③ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。

④ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。

⑤ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。

長又は消防団長とが緊密に連携することができるように、相互連絡、情報共有等に関する計画を

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

五 市町村の防災に係る確保に関する事項

消防団との連携の確保

③ 長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
④ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できること。

(6) 策定すること。
構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。

?

防災・国民保護担当部局との連携の確保

④ 定例的な連絡会議の開催等
常備消防と消防団との連絡通信手段の確保
以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に
応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保
を図ることが必要である。

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。そのため、次のような具体的方策が考えられる。

そのため、次のような

総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、地域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保険担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。そのため、次のような具体的な方策が考えられる。

（
交流

二

④の各消防署所の消防職員の派遣等
防災・国民保護担当部局と消防本部との人事
交流

である。国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

⑦ 通防災手段の充実による連絡体制の強化
⑧ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

以上のようないくつかの事項について、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・民防・民保担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれ以下の事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

総合的な合同防災訓練の実施

⑤ ⑥ ⑦ ⑧

推進計画及び広域消防運営計画への記載